



- ① 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ② 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。
- ③ 国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等を受け付けるに当たっては、当分の間、改元日以降に「平成」により改元日以降の日時が表記されている場合についても、必要な読替えを行った上で、これを受理する。